

大阪府市統合本部設置要綱

(設置)

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、互いに十分な協調関係を保ちながら、自治体の垣根にとらわれることなく限られた財源や人員等の経営資源の重点化を図り、効率的な自治体経営を実現するとともに大阪都市圏の成長をけん引していくため、大阪府市統合本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪にふさわしい大都市制度のあり方に関する事。
- (2) 府及び市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業などいわゆる二重行政のあり方に関する事。
- (3) 府及び市が共通で取り組むべき政策など重要事項の方針決定に関する事。
- (4) その他大阪府知事（以下「知事」という。）と大阪市長（以下「市長」という。）が指定する事項に関する事。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、市長をもって充てる。
- 4 本部員は、副知事、副市長並びに府及び市の統合本部プロジェクトチーム長をもって充てる。

(事務執行体制)

第4条 本部での決定を受けて、必要に応じてタスクフォースを設置するなど、事務執行体制の確保を図るものとする。

- 2 平成24年度以降の本格的な事務執行体制については、府と市が協議の上、別に定めるものとする。

(会議)

第5条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、府及び市の特別顧問、特別参与（以下「特別顧問等」という。）並びに職員その他関係者の出席を求めるものとする。
- 3 会議は公開とする。

(学識経験者等の助言)

第6条 本部長は、本部の目的を達成するため、所掌事項に関する専門的事項について、特別顧問等並びに学識経験を有する者の助言を得ることができる。

(特別顧問等)

第7条 特別顧問等は本部会議において、専門的見地から意見を述べるとともに、府及び市の統合本部プロジェクトチーム及びタスクフォースに対して、専門的助言指導を行うものとする。

2 特別顧問等は、府及び市の統合本部プロジェクトチーム及びタスクフォースに対して、助言指導に必要な情報を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 特別顧問等は、助言指導その他職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、府及び市の統合本部プロジェクトチームが担う。

2 会議の運営を円滑に行うため、事務局長を置くことができる。

3 事務局長は、本部長が指名する。

附 則

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。